

函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）の概要

1 条例制定の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、介護保険法の一部が改正され、これまで国が定めていた指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、本市の条例で定めることとされました。

このため、本市が指定等の事務を行う指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を条例で定めることとし、その制定にあたっては、現行の国の基準を十分参照したうえで、本市の実情や特性を十分考慮します。

2 条例へ委任される現行の基準と本市の考え方

(1) 条例への委任方法（法令上の制約）

条例の制定にあたっては、国が示す省令を参照して、地域の実情に応じて基準を制定することとされ、その基準は、国が示す省令で「従うべき基準」および「参酌すべき基準」のいずれかによって、市独自の内容とできるかどうか定められています。

基準の類型（基準を条例で定めるにあたっての法令上の制約）

区分	従うべき基準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	十分参照しなければならない基準
	条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない。	条例の内容は、法令の「参酌すべき基準」を十分参照したうえで、判断しなければならない。
条例で異なるものを定めることの許容の程度	「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。	「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容される。

(2) 本市が条例で定めることとなる基準

市条例案概要	国の基準において該当する条項 (注)	条例への委任の方法	本市条例の考え方
趣旨(第1条)	第1条	参酌すべき基準	指定介護予防サービス等基準条例(平25市条例24)の趣旨(第1条)にならって規定します。
定義(第2条)	なし	なし	指定介護予防サービス等基準条例(平25市条例24)の定義(第2条)にならって規定します。
記録の整備(第31条)	第28条	参酌すべき基準	介護報酬返還等の公法上の請求権の消滅時効が5年間であることから、利用者に対するサービス提供に関する記録書類の保存期間を

			5年間とします。
基本方針(第3条)	第1条 の2	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情や特性はないと判断することから、同内容の基準を条例において定めることとします。
指定介護予防支援事業者の指定に関する要件(第4条) ・法人	介護保険法施行規則 第140条の34 の2	従うべき基準	
従業者の員数(第5条) ・1人以上 ・指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員	第2条	従うべき基準	
管理者(第6条) ・常勤	第3条	従うべき基準	
内容および手続の説明および同意(第7条)	第4条	参酌すべき基準 (第1項および第2項は従うべき基準)	
提供拒否の禁止(第8条)	第5条	従うべき基準	
サービス提供困難時の対応(第9条)	第6条	参酌すべき基準	
受給資格等の確認(第10条)	第7条	参酌すべき基準	
要支援認定の申請に係る援助(第11条)	第8条	参酌すべき基準	
身分を証する書類の携行(第12条)	第9条	参酌すべき基準	
利用料等の受領(第13条)	第10条	参酌すべき基準	
保険給付の請求のための証明書の交付(第14条)	第11条	参酌すべき基準 参酌すべき基準	
指定介護予防支援の業務の委託(第15条)	第12条	参酌すべき基準	
法定代理受領サービスに係る報告(第16条)	第13条	参酌すべき基準	
利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付(第17条)	第14条	参酌すべき基準	

利用者に関する市への通知(第18条)	第15条	参酌すべき基準
管理者の責務(第19条)	第16条	参酌すべき基準
運営規程(第20条)	第17条	参酌すべき基準
勤務体制の確保(第21条)	第18条	参酌すべき基準
設備および備品等(第22条)	第19条	参酌すべき基準
従業者の健康管理(第23条)	第20条	参酌すべき基準
掲示(第24条)	第21条	参酌すべき基準
秘密保持(第25条)	第22条	従うべき基準
広告(第26条)	第23条	参酌すべき基準
介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等(第27条)	第24条	参酌すべき基準
苦情処理(第28条)	第25条	参酌すべき基準
事故発生時の対応(第29条)	第26条	従うべき基準
会計の区分(第30条)	第27条	参酌すべき基準
指定介護予防支援の基本取扱方針(第32条)	第29条	参酌すべき基準
指定介護予防支援の具体的取扱方針(第33条)	第30条	参酌すべき基準
介護予防支援の提供に当たっての留意点(第34条)	第31条	参酌すべき基準
第5章 基準該当介護予防支援に関する基準 準用(第35条)	第32条	参酌すべき基準

(注) 国の基準については、市条例案の第1条、第3条、第5条から第35条は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）、市条例案の第4条は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の34の2が対応します。

3 施行日 平成27年4月1日を予定